

処 分 の 名 称	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 54 条第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法第 44 条第 4 項及び第 54 条第 2 項 ・ 容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号）第 7 条
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月 25 日通商産業省告示第 150 号） ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 7 号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号）
標準処理期間	28 日